

お客さまとの取引時の確認についてのご協力をお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯収法」といいます）が改正されました。これに伴い、平成 25 年 4 月 1 日以降、口座開設等の際して、従来の本人確認（氏名、住所および生年月日等）に加えて、取引の目的、職業や事業内容等について確認（取引時確認）をさせていただくことになりましたので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要な主な取引

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 口座開設される時 2. 10 万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り 3. 200 万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引 4. 融資取引 5. 貸金庫、保護預かり、投資信託、保険、個人向け国債をご契約される時 |
|---|

2. 確認事項および確認書類

	確 認 事 項	主な確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○旅券(パスポート) ○健康保険証 ○各種年金手帳 ○在留カード等
	職業・取引を行う目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	（ご本人以外の方が来店される場合） 来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券(パスポート) ○健康保険証 ○各種年金手帳 ○在留カード等 ※上記に加え、ご本人のために取引を行っていることやご本人との関係などを確認書類等により確認させていただきます。
法人のお客さま	名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券(パスポート) ○健康保険証 ○各種年金手帳 ○在留カード等 ※上記に加え、社員証等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業内容	○登記事項証明書 ○定款の写し 等
	取引を行う目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	議決権保有比率が 25%超の方の有無、およびその方の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率 25%超の方が法人の場合、その法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率 50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※合名会社、合資会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人等のお客さまにおいては、代表者の方全員の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

（注）有効期限のある書類の場合は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類は、提示される日の前 6 か月以内に作成されたものに限りします。

3. ご留意いただきたい事項

- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。）
- ・お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・法令で定められた書類の確認、その他当金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ・ご確認させていただいた上記事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- ・上記事項の確認ができないときは、取引をお断りすることがあります。

4. A T Mでの定期預金のお預入について

「本人確認」が「取引時確認」へと変更になり、ご職業等の確認がお済みでない場合、現在お持ちの通帳へのA T Mによる定期預金のお預入ができなくなりますので、お届印および本人確認書類をご持参のうえ当金庫窓口にお越しくください。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口までお問合わせください。